

託送業務管理規程

平成 2 4 年 7 月 1 日

九州電力株式会社

第1章 総則

(目的)

第1条 本規程は、電気事業法、適正な電力取引についての指針、電気事業分科会報告及び私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の趣旨に則り、送配電ネットワーク利用の公平性・透明性を確保するために、託送業務に関する、情報の目的外利用の禁止、差別的取扱いの禁止、内部相互補助の禁止について、基本的事項を定めるとともに、役員及び従業員の行動の基準を示すことを目的とする。

(用語の定義)

第2条 本規程で使用する用語の定義は、次のとおりとする。

- 1 「託送業務」とは、接続供給並びに特定規模電気事業者及び特定電気事業者の用に供するための振替供給に関する相談・問い合わせ対応、技術検討・工事の実施、契約締結、運用・管理等の一連の業務をいう。
- 2 「託送関連情報」とは、特定規模電気事業者、特定電気事業者及び特定規模電気事業者を営む一般電気事業者並びにその発電者、需要者の名称、住所、契約電力、電力の発電・使用状況等の事業内容に関する情報をいう。ただし、託送供給開始後の発電者、需要者の名称、住所、連絡先（主任技術者等の氏名を含む）は除く。
- 3 「託送部門」とは、託送業務を行う部門であり、以下を指す。
 - (1) 電力輸送本部（本部直轄機関を含む）
 - (2) お客さま本部のうち、本店の配電業務に従事するグループ及び当該グループのみを総括する部長・副部長、並びに直轄機関の配電業務に従事するグループ
 - (3) 立地本部の用地業務に従事するグループ及び当該グループのみを総括する部長・副部長、並びに支社用地部
 - (4) 情報通信本部の通信業務に従事するグループ及び当該グループのみを総括する部長・副部長、並びに支社技術部の通信業務に従事するグループ
- 4 「他部門」とは、託送部門以外の部門をいう。
- 5 「発電部門」とは、経営企画本部において電源開発計画を立案する箇所、並びに発電本部をいう。
- 6 「営業部門」とは、託送部門を除くお客さま本部（本部直轄機関を含む）をいう。
- 7 「電力取引部門」とは、経営企画本部において卸電力取引業務を行う箇所をいう。

(遵守責務及び処分)

- 第3条 役員及び従業員は、関係法規類及び本規程を理解し、遵守しなければならない。
- 2 本規程の運用・解釈に疑義がある場合は本規程の主管箇所に、法的な疑義については地域共生本部の法務担当グループに、問い合わせ、解明に努めなければならない。その際、当該箇所は、質問、相談等において知り得た情報を他に漏らしてはならない。
 - 3 本規程に違反した場合は、就業規則等により適正に処分を行う。

第2章 情報の目的外利用の禁止

(情報の目的外利用の禁止)

第4条 託送業務において、託送関連情報を知り得た役員及び従業員は、その情報を、当該業務の目的以外に利用または提供してはならない。託送業務を離れた後においても同様とする。

2 また、発電部門・営業部門・電力取引部門においては、託送部門及び託送業務に従事する者から、その業務を通じて知り得た託送関連情報を入手してはならない。

(情報管理体制)

第5条 託送関連情報の目的外利用の禁止について、一体的に厳正な管理を行うため、電力輸送本部長を「託送関連情報管理 統括責任者」に任命し、情報の目的外利用の禁止に関わる規定の遵守状況の統括管理に当たらせる。

2 託送関連情報の具体的な管理体制及び管理方法については、「託送関連情報管理要則」に別途定める。

(情報共有に関する制限)

第6条 託送部門は、発電部門・営業部門・電力取引部門と、託送関連情報及び系統に関する公表されていない情報を、社内の情報システム等で共有してはならない。ただし、設備の事故、非常災害対応など緊急で必要な場合は、この限りではない。

(異動の制限)

第7条 ネットワークサービスセンター及び中央給電指令所の従業員を、以下の業務を行う箇所に直接異動させてはならない。

- ・ 発電部門のうち、電源開発計画業務、火力発電所及び原子力発電所の発電計画業務
- ・ 営業部門のうち、自由化分野の営業業務及び他社電力購入業務
- ・ 電力取引部門の業務

(業務の分離)

第8条 託送業務を行う従業員は、発電部門の業務、営業部門の業務のうち、自由化分野の業務、他社電力購入業務、及び電力取引部門の業務は行ってはならない。また、発電部門・営業部門・電力取引部門に所属する従業員は、託送業務を行ってはならない。ただし、以下の場合はこの限りではない。

- (1) 供給設備の事故対応、非常災害対応などの緊急時や系統信頼度問題の解決の必要がある場合
- (2) 休日や夜間時、及び小規模営業所(非直轄営業所)等、少人数体制の場合
(自由化分野の当社お客さまからの問い合わせ対応等)

(物理的隔絶)

第9条 託送部門と、他部門とは別フロアにする、もしくは壁などにより隔絶する。

第3章 差別的取扱いの禁止

(計画・運用に関する扱い)

第10条 託送部門は、系統アクセスの検討、系統計画、需給運用・系統運用、工事、保守、計量において、自社の発電部門・営業部門・電力取引部門を含め特定の電気供給事業者またはお客さまに対し、不当に差別的な扱いをしてはならない。

(情報公表の公平性)

第11条 託送部門は、保有する情報の公表において、自社の発電部門・営業部門・電力取引部門を含め、特定の電気供給事業者、及びそのお客さまに対し、不当に差別的な取扱いを行ってはならない。

(お客さま対応)

第12条 お客さまからの停電問い合わせや、計量器の取替などにおいて、自社のお客さまであるか否かにかかわらず、不当に差別的な取扱いを行ってはならない。

(託送、サービス提供の公平性)

第13条 託送部門が行う自由化分野におけるサービス提供において、自社の発電部門・営業部門・電力取引部門を含む特定の電気供給事業者、及びそれらのお客さまに対し、不当に差別的な取扱いを行ってはならない。

第4章 内部相互補助の禁止

(社内取引の適正処理)

第14条 託送部門と、自社の発電部門・営業部門・電力取引部門との間で行われる社内取引、及び全社的な共通サービス(経理、資材、法務、労務、人事、福利厚生、情報通信等)に関する費用は、内部補助とならないように、適正に処理されなければならない。

第5章 その他

(情報セキュリティ)

第15条 託送関連の情報、データベース等の情報資産、及び情報処理機器の盗難、改ざん、悪用、誤用、破壊(災害を含む)、消失に対する物理的保護のために講じる盗難防止や災害時の情報資産保護などの物理的安全対策については、「情報セキュリティ管理規程」に準じる。

2 託送関連情報の漏洩、改ざん、破壊、消失、システムの誤作動等を防止するために講じる不正ソフトウェア対策やアクセス制御などの技術的安全管理対策については、「情報セキュリティ管理規程」に準じる。